

平成29年第8回

美幌町農業委員会総会議事録

平成29年11月27日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成29年11月27日(月) 午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(17人)

	1番	日下	優	君	農地部会長	2番	白石	愛	君
会長職務代理者	3番	大西	政雄	君		4番	根塚	信義	君
	5番	中村	寿恵子	君		6番	小林	勝義	君
	7番	小泉	豊和	君	振興副部会長	8番	加藤	安弘	君
	10番	寺本	恵二	君		12番	重清	幸良	君
	13番	木村	勝彦	君		14番	西	学	君
	15番	日並	洋	君		16番	齋藤	一男	君
振興部会長	18番	千葉	正美	君		19番	松本	訓宜	君
会長	20番	鈴木	幸往	君					

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井	祐二	君	総務担当主査	佐々木	鑑仁	君
総務担当	中谷	賢司	君	臨時筆生	寺田	裕子	君

議事日程

平成29年第8回美幌町農業委員会総会
平成29年11月27日 午後1時30分開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第14号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第6 | 議案第25号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について |
| 日程第7 | 議案第26号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 議案第27号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第28号 | 現況証明願について |
| 日程第10 | 議案第29号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について |
| 日程第11 | 協議第4号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

(ブザー)

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は17名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので、只今より平成29年第8回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号18番千葉委員、同じく議席番号19番松本委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案5件、協議1件となっております。朗読については省略させていただきます。なお、議席番号9番佃委員、11番日並一三委員、17番東委員は本日欠席の旨、届け出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。 (口頭報告なし)
議長	何かご質問ありませんか。 (「なし」の声)
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第5、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。 内容番号6号。
総務担当	内容番号6号についてご説明致します。 本件は利用集積計画により賃貸していた土地を売買することになったことから賃借人と合意解約したものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成28

	<p>年12月27日から平成31年12月31日までの3年間、平成29年11月6日に合意解約並びに土地の引き渡しを行ったものでございます。以上、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号6号は承認することに致します。 報告第14号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第6、議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号27号。</p>
総務担当	<p>内容番号27号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願います。 本件は先の報告第14号内容番号6号で合意解約した案件で10月の第7回総会において買入協議を行った案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案書8ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成29年11月28日、代金の支払期限は平成30年1月10日、利用調整日は平成29年11月20日でございます。なお、土地面積は売買のため建物等の非農地部分を分けるため分筆したことにより、合意解約時の土地面積と異なっておりますのでご了承願います。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
1 番	<p>内容番号27号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんの所有農地を〇〇さんに売買することになりましたが、〇〇さんが公社事業に参加を希望したことから、今回、農業公社へ売買するものです。以上、よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号27号は適当と認めます。 内容番号28号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号28号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願います。 賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案書8ページをご覧願います。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成29年11月28日から平成34年11月30日までの5年間、利用調整日は平成29年11月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
1 8 番	<p>内容番号28号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は10月の第7回総会において〇〇の〇〇さんと合意解約を行った案件で、今回、〇〇さんと賃貸借することになったものです。 〇〇さんは法人化して酪農を専業とし意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>

議 長 ご異議ありませんか。

 (「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号28号は適当と認めます。
内容番号29号。

総務担当主査 内容番号29号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。
本件は期間満了に伴う再貸付案件です。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案書8ページをご覧願います。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成29年12月1日から平成32年11月30日までの3年間、利用調整日は平成29年11月10日でございます。以上、計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

15 番 内容番号29号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は貸付期間満了に伴う再契約案件で双方の意向を確認したところ、賃貸期間を2年から3年に変更した以外は前回と同じ条件で再貸付となったものです。
〇〇さんは法人化して意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。

 (「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号29号は適当と認めます。
内容番号30号。

総務担当 内容番号30号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。
本件は農業公社からの賃貸借案件です。賃貸人は公益財団法人北海道農業公社、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成29年11月28日から平成34年9月22日までの5年間、利用調整日は平成29年11月7日でございます。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 番 内容番号30号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇の〇〇さんの離農跡地を公社事業5年で賃貸借するものです。
〇〇さんは家族3人で甜菜、小麦、人参を作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ありませんか。

 (「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号30号は適当と認めます。
内容番号31号。なお、内容番号31号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

 (〇〇委員 退席)

総務担当 内容番号31号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。
本件は期間満了に伴う再貸付案件です。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇

○さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成29年12月1日から平成34年11月30日までの5年間、利用調整日は平成29年11月20日でございます。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 番

内容番号31号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は貸付期間満了に伴う再契約案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族ふたりで小麦、馬鈴薯、甜菜などを作付され意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号31号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

議案第25号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第7、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号19号。

総務担当主査

内容番号19号についてご説明致します。参考資料は10ページと11ページをご覧ください。

本件は使用貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては11ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料12ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

7 番

内容番号19号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。

〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、豆類を作付され意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを11月10日、私と千葉委員とで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号19号は適当と認めます。

内容番号20号から21号は関連がございますので一括上程致します。

総務担当主査

内容番号20号から21号について一括ご説明致します。参考資料は13ページと15ページをご覧ください。

本件は売買案件です。譲渡人は〇〇の〇〇さん。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。

まず、内容番号20号をご説明します。譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡。続いて内容番号21号をご説明致します。譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。なお、〇〇さんは現在の経営者は父親の〇〇さんですが、〇〇さんに経営移譲を予定していることから、今回〇〇さんの名前で許可申請書が提出されております。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料14ページと16ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

16 番

内容番号20号と21号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんの所有農地を今回分筆し、隣接する〇〇さんと〇〇さんに売買することになったものです。

〇〇さんは家族ふたりで玉ねぎをまた、〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜、玉ねぎを作付けされそれぞれ意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを11月9日、私と佃委員で確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号20号から21号は適当と認めます。
内容番号22号。

総務担当主査

内容番号22号についてご説明致します。参考資料は17ページと18ページをご覧願います。

本件は使用貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては11ページと12ページをご覧願います。申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料19ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号22号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。

〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜、馬鈴薯、長芋を作付けされ意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを11月17日、私と小林委員で確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号22号は適当と認めます。
議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定致します。

議 長	<p>日程第 8、議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号 4 号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号 4 号についてご説明致します。参考資料は 22 ページをご覧ください。</p> <p>本件は植林を行うため農地法第 5 条による農地転用を行うものでございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番、面積は〇〇㎡、農地区分は農業振興地域内農用地区域外第 2 種農地であります。転用目的は植林転用で、計画の概要は〇〇㎡のうち、〇〇㎡にカラ松の幼稚木 3,000 本を植林します。なお、残りの面積〇〇㎡は山の法面となっております。工事期間は許可日から 7 ヶ月間を予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
15 番	<p>内容番号 4 号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんの所有地を隣接する山林を所有する〇〇さんに売買し、〇〇さんが植林転用するものです。この土地は山林の中にある農地のためエゾシカの食害が多く、生産性の低い農地であり植林転用はやむを得ないものであると 11 月 10 日加藤委員と現地確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号 4 号は適当と認めます。</p> <p>内容番号 5 号。なお、内容番号 5 号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づき「議事参与の制限」により〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
総務担当主査	<p>内容番号 5 号についてご説明致します。参考資料は 23 ページをご覧ください。</p> <p>本件は農家住宅建設のための許可申請でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。申請地は〇〇番〇〇、農地区分は農業振興地域内農用地区域内第 1 種農地であります。転用目的は農家住宅建設で、計画の概要は住宅建設敷地が 94 ㎡で、このうち 43 ㎡が住宅建築面積となります。駐車場 103 ㎡、通路等 75 ㎡、工事期間は許可日から平成 30 年 12 月末までを予定しています。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
12 番	<p>内容番号 5 号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんの息子さんである〇〇さんが〇〇から通っているため、〇〇さんの宅地に隣接する農地を転用し後継者住宅を建設するものです。申請地は他の農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況から見てやむを得ないものであると 11 月 11 日、私と日並一三委員とで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号 5 号は適当と認めます。</p> <p>(〇〇委員 入席)</p>
議 長	<p>議案第 27 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認</p>

めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第28号「現況証明願について」を議題と致します。
内容番号10号。

内容番号10号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧願います。
願出人及び土地所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、
面積は〇〇㎡、申請理由は土地地目変更登記のためで、土地利用状況につきましては確認
委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号10号につきましては、只今事務局説明のとおりです。
この土地はもともと宅地の一部として使われていた場所でありかなり前からコンテナな
どを置くなど土場として使われており、農地・採草放牧地以外であることを10月25
日、木村委員、加藤委員と私で確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号10号は適当と認めます。
内容番号11号。

総務担当主査

内容番号11号についてご説明致します。参考資料は26ページをご覧願います。
願出人及び土地所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面
積は〇〇㎡、申請理由は土地地目変更登記のためで、土地利用状況につきましては確認委
員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号11号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は長年、畑としては使われておらず雑草などが生えており、農地・採草放牧地
以外であることを10月24日、小林委員、日並洋委員と私で確認しておりますのでよろ
しくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号11号は適当と認めます。
議案第28号「現況証明願について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第10、議案第29号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用
地の買入協議要請について」を議題と致します。
内容番号2号。

総務担当

内容番号2号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧願います。
申出者は〇〇の〇〇さんでございます。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆。面積は合計〇
〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が平成29年11月6日、利用
調整期間が平成29年11月6日から平成29年11月13日、利用調整に当たったもの
は農業委員会、美幌町、北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上
です。

議 長

ご異議ありませんか。

議 長	<p>(「なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号2号は適当と認めます。 議案第29号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第11、協議第4号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
総務担当主査	<p>協議第4号についてご説明致します。 本件は11月14日付けで美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において、農業振興地域整備計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域からの除外3件でございます。 まず除外4ですが議案書17ページ、参考資料30ページをご覧ください。事業計画者は札幌市のソフトバンク株式会社北海道技術部で事業目的は携帯電話基地局新設です。土地の所在地は〇〇番〇〇内、土地所有者は〇〇の〇〇さん、計画面積は〇〇㎡でございます。当該土地の選定理由は屋内通話が可能で目標となる全域をカバーし、電波の効率的供給により広い通話エリアを確保できること、周辺の地形により電波運搬路を遮断されない場所であること、工事車両の通行が容易で付近に電力線が架設され周辺住民に迷惑の恐れがないためでございます。なお、議案書17ページの7その他の欄に記載のとおり、本計画は認定電気通信事業者が有線電気通信機器の中継施設等の敷地に供するための転用であるため農地法施行規則第53条第14号の規定による「転用制限の例外」に該当するため農地法による転用許可申請が必要ないものでございます。 次に除外5ですが議案書18ページ、参考資料31ページをご覧ください。事業計画者は札幌市のKDDI株式会社札幌テクニカルセンターで事業目的は携帯電話基地局の増設です。土地の所在地は〇〇番〇〇内、土地所有者は〇〇の〇〇さん、計画面積は〇〇㎡でございます。当該土地の選定理由は除外4と同様であり、平成22年に既存の基地局を新設しているためでございます。なお、除外4と同様、こちらの案件も農地法による転用許可申請が必要ないものでございます。 除外6ですが議案書19ページ、参考資料23ページをご覧ください。こちらは先の議案第27号内容番号5号農地法第5条転用許可申請でご審議いただいた申請箇所でございます。申請者及び土地所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。申請理由は農家住宅建設のためでございます。 今後の予定ですが、総会後に当委員会から町に意見書を提出致します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定でございます。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、協議第4号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定致します。</p>
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了しました。 これもちまして、第8回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p>
議 長	<p>(ブザー)</p> <p>ご苦勞様でした。</p>

閉会 午後2時10分